

条里地割導入後の水田と集落の一様相

—— 前橋台地南部地域を中心として ——

新 井 仁

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

1. はじめに	4. 前橋台地南東部水田および集落遺跡の様相
2. 条里地割水田と集落の特徴	5. 水田開発と集落の変容
3. 水田および集落遺跡分布状況	6. おわりに

—— 要 旨 ——

前橋台地南部の9世紀から10世紀の集落においては、従来の水田域以外の低地や低地から微高地への変換地など、集落域も含めて水田耕作可能な場所はすべて水田にし、水田にできない程度の微高地があればそこを集落にするような大規模な水田開発が行われたため、集落域の移動・縮小がおこったと考えられる。そして、開発には条里地割の導入が伴っているとすることができる。

条里地割を伴う大規模開発により、耕地は拡大し農業生産も伸展していったと考えられるが、この状態を維持するためには、農耕技術の進歩（牛馬耕の導入等）とともに、安定した農業経営が必要である。そのため、集落には顕著に現れていないが、小規模で独立性が高い個別経営が伸展しつつあったことが想定される。

前橋台地南部の多くの地域で9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割をともなった大規模な水田開発が行われており、集落においても大きな変化があったと考えられる。当該地域の東部では9世紀以前と10世紀以降の集落を比較すると、竪穴住居の分布範囲が縮小しているものが多く、また、9世紀以前のものが台地上に展開するとともに、低地に向かって広がりを見せているのに対し、10世紀以降の分布範囲は、低地や、台地から低地への移行部分のものが減って台地上だけに集中している。9世紀以前の竪穴住居の中で、As-B下水田と重複し、As-B下水田よりも古いものもいくつか検出されており、集落であった場所を水田にしている例もかなりある。中部から西部にかけては、9世紀以前は東部地域と同様であるが、10世紀以降については、調査された遺跡に限っていえば、ほぼ全面といってよいほど水田が広がっており、集落は検出されていない。水田耕作するには集落が全くないとは考えられないため、条里地割区画内に集落が組み込まれており、集落が見つかっていないことから、検出されにくい状況であったと考えるならば、小規模・分散的だった可能性はある。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 群馬県 前橋台地南部

研究対象 集落・水田

1. はじめに

群馬県南部の高崎市東部から前橋市南部にかけての地域は、赤城山南麓に広がる前橋台地の南部に位置し、広大な低地で現在は水田地帯となっている。筆者は以前、この前橋台地の南部の遺跡について考察し、9世紀初頭以前は、条里地割による水田耕作は行われず、水田に近い場所に居住地があった可能性が高いこと、地域によってかなり差があるが、多くの地域で9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割を伴った大規模な水田開発が行われ、この地域のほとんどが水田となったこと、As-B下水田と同時期の住居は検出されておらず、居住地は不明であるが、水田からは出土遺物も少なく、居住の痕跡は認められないため、居住地は水田とかなり離れた場所にあったであろうこと、等を論じた(新井2001以下前稿と略す)。すなわち、条里地割導入後には、集落においても大きな変化があったはずであるが、その状況はあまり明確でない。

さて、前稿脱稿以降に、特に北関東自動車道関連の調査報告書が刊行され、奈良平安期の水田と集落が検出された遺跡も多く知られるようになった。本稿では、これらの遺跡の検討により、前橋台地の南部の条里地割導入による集落の変化を考察するものである。

なお前稿と同様に、本稿でも「条里制」の用語について詳しく検討する余裕がないため、制度としての条里制には触れないで、地割の実態把握にのみ焦点を当てることとする。そして内部形態も含めた1町四方の地割形態を「条里地割」とし、条里地割が導入されている水田を「条里地割水田」と呼ぶことにする。

2. 条里地割水田と集落の特徴

最初に前稿で明らかにした前橋台地南部における平安時代後期水田と集落の特徴を確認しておきたい。

- ・水田は大畦畔と小畦畔による大区画水田で、大畦畔はほぼ東西南北を向き、大区画は1辺が110m程度の方形になるため、条里地割を伴った水田だといえる。しかしながら、小畦畔による区画は、5~10m×10~20m程度の長方形または正方形のものが多いが、畦畔が斜めに走るものや、曲線になるものもある。
- ・9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割をともなった、今までの居住域も水田化するような、大規模な水田開発が行われた。これによりこの地域はほとんどが水田となった。
- ・水田と同時期の住居は検出されておらず、水田からは出土遺物も少なく、居住の痕跡は認められないため、居住地は水田とかなり離れた場所にあったと考えられる。

等である。

前稿で取上げた、9世紀後半代の竪穴住居の上に条里

地割水田が作られている西田遺跡などの例から、水田開発は9世紀後半代以降の遺跡が多いが、また818年洪水層下の水田が条里地割になっている中原遺跡の例もあるため、9世紀後半代以降に水田開発された遺跡もその時期を大きく下らないで条里地割が導入されたと考えるのが自然であろう。そこで本稿では、10世紀以降は条里地割が導入されているものが多くなっているとし、9世紀以前と10世紀以降に大きく分けて集落の変化を考えたいと思う。¹⁾

3. 水田および集落遺跡分布状況

最初に前橋台地南部における平安時代水田遺跡(As-B下水田を主とする)と9世紀以前・10世紀以降の集落の分布を見てみよう[図1]。もちろん、ここで取上げたのは発掘調査された遺跡の主要なものであるため、大部分が開発による事前調査の遺跡であり、開発の多いところに遺跡も多くなる確率が高くなってしまうこと、また、集落遺跡は9・10世紀で時期を分けたため、残存状況などにより時期が判明しないものは省かざるを得ず、その範囲内での分布であることを前提としている。あらかじめ了承願いたい。

図を見ると、ほぼ全面に水田検出遺跡が分布しているが、広瀬川流域から藤川間の地域には集落も含めて遺跡はかなり少なくなっている。集落は水田に比べ数は少ないが、全体的には水田とほぼ同様の分布をしている。しかし、9世紀以前と10世紀以降に分けると、分布にやや違いが見られる。9世紀以前は水田とほぼ同様の分布であるが、10世紀以降の集落は、高崎市東部の現利根川とほぼ並行している井野川と、前橋市南部の端気川の間(中西部地域とする)にはほとんど存在していない。これに対し、前橋市南東部の端気川から垂川の間、広瀬川から東(東部地域とする)には比較的多くの遺跡がある。また、それらの遺跡は10世紀以降の集落だけでなく、9世紀以前の集落や水田も検出されているものが多い。そこで次に、前橋市南東部から伊勢崎市にかけて、特に広範囲を調査している北関東自動車道関連の遺跡の様相を検討してみることにする。

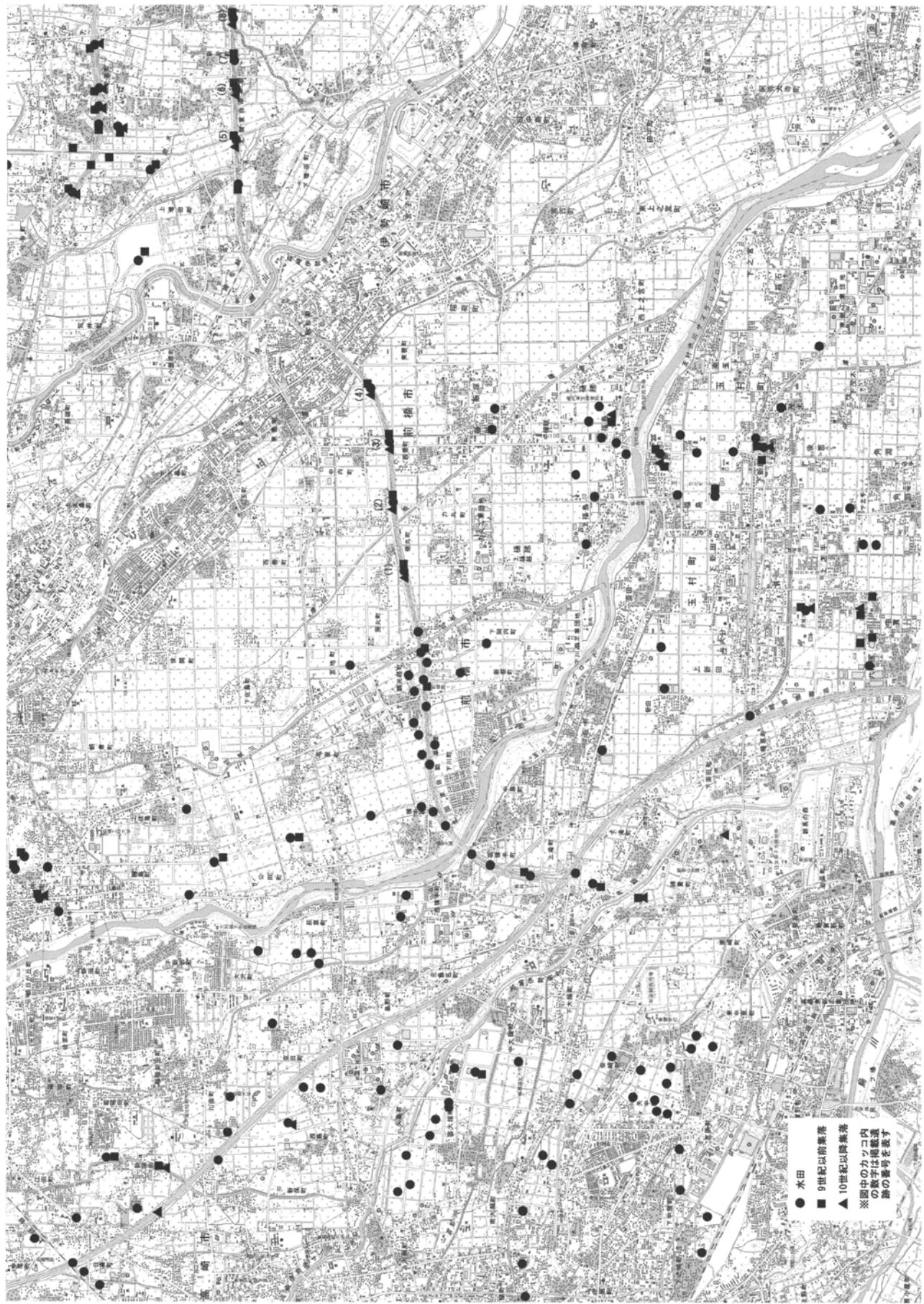
4. 前橋台地南東部水田および集落遺跡の様相

ここでは、北関東自動車道関連の遺跡を中心とした、条里地割水田、集落遺跡の様相を検討していきたい。²⁾

(1) 徳丸仲田遺跡 [図2]

前橋市徳丸町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。調査区は東西に長く、現道や水路を境として、西からA~Jの10区に分かれている。地形的には、ほぼA~G区が低地で、H~J区が微高地となっている。全体の地形としては、西から東に向かい低くなっているため、低地のほうが微高地よりも標高が高くなっている。

条里地割導入後の水田と集落の一様相



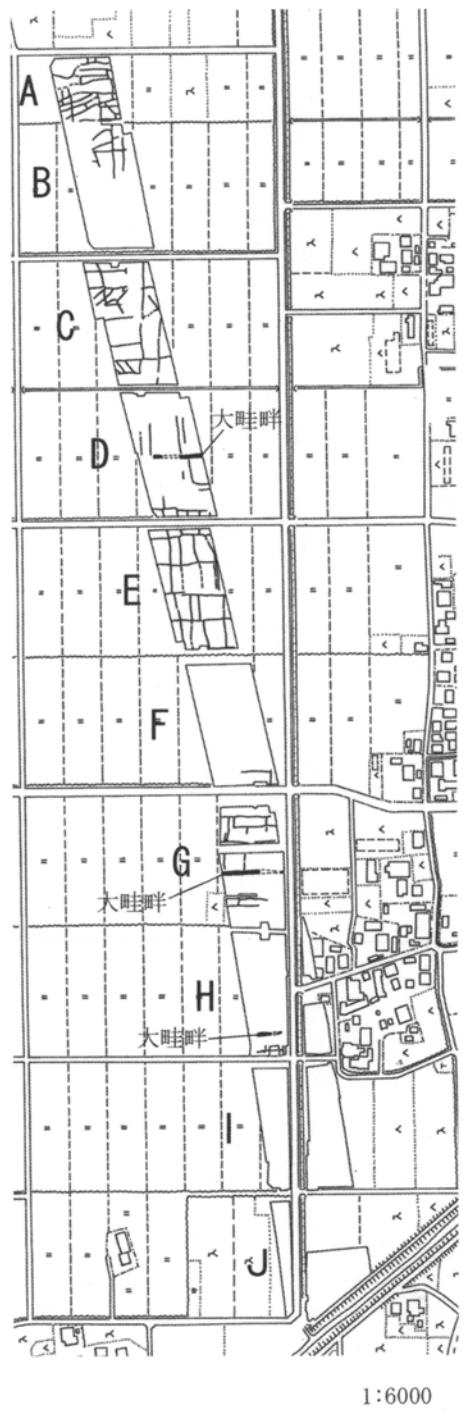
前橋台地南部奈良平安時代遺跡分布図（国土地理院1/25,000地形図を縮小して使用）

ている。また、旧藤川河道と考えられる河川跡が、I区とJ区の境を蛇行しながら南東流している。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居跡51軒、掘立柱建物跡6棟、塚1基、井戸2基、土坑、溝、水田等である。

竪穴住居は、H区以東の微高地上に存在し、特に最東端のJ区に集中する。時期は8世紀後半から11世紀代ま

で継続している。前述の河川跡のため、H～I区とJ区の集落は川を隔てた両岸に分断されていた可能性が高い。

H区は微高地であるが、後述のように21号溝の西側(H区の大部分)はAs-B下水田であったと考えられるため、G区以西の低地と微高地の中間地点とすることができる。北西部に竪穴住居7軒が検出されているが、時期の



As-B下水田全体図

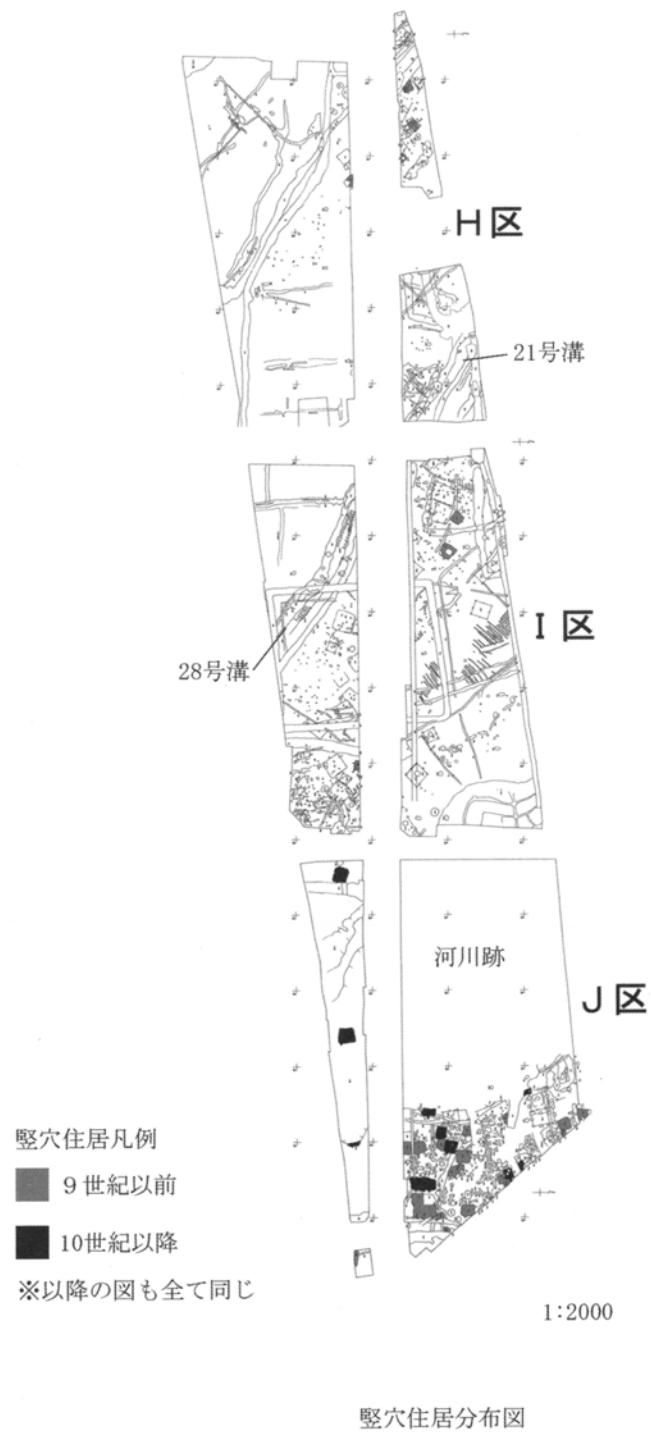


図2 徳丸仲田遺跡全体図

判明する4軒はすべて9世紀以前である。As-B下水田の区画や畦畔と直接重複してはいないが、21号溝の西側であるため、As-B下水田と重複し、水田よりも古くなるといえる。

I区はH区からJ区へと続く微高地に位置している。南西部28号溝以西はAs-B下水田であったと考えられるため、H区ほどではないが、低地の様相を示していると考えられる。竪穴住居は3軒検出され、すべて9世紀以前のものである。いずれも28号溝の東側に位置している。

J区は微高地上に位置しているが、西部2/3程度は藤川の旧流路で、竪穴住居は東部1/3程度の場所に41軒が集中して検出されている。時期の判明するものは、9世紀以前が20軒、10世紀以降が12軒であるが、南部の旧流路近辺に10世紀以降のものが3軒存在する。10世紀以降の竪穴住居はすべてJ区に存在しており、As-B下水田とは重複していない。なお藤川対岸の西善尺司遺跡では谷が検出されていることから、J区の集落跡は東西幅約150m前後の狭い自然堤防上に立地していたと想定される。

溝と水田跡はA～H区の低地部分に分布する。水田跡は2面検出されており、As-Bに覆われた古代II期水田と、その耕作土下で検出される古代I期水田が確認される。古代II期水田は、A～I区にかけて検出されているが、ほぼ南北方向の大畦畔が3条検出されており、条里地割になっていると考えられる。水路と思われる溝(21・28号溝)がH区からI区にかけて斜めに走行しており、大畦畔とは走向を異にしているが、水田の東限と考えられる。古代I期水田は、テフラや洪水層に覆われた田面でなく、水路群として認定したもので、水田の水路と考えられる溝が調査区を斜行しており、調査区外で直交すると見られるものもあるが、走向は南北から大きく振れているため、条里地割ではないと思われる。

(2) 西善尺司遺跡 [図3]

前橋市西善町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡であり、徳丸仲田遺跡の東に位置する。調査区は東西に長く、西からI～IVの4区に分かれている。台地上に2筋の小規模な谷(西谷・東谷)が埋没した低地がある地形で、低地には水田が、微高地上には集落が展開している。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居46軒、掘立柱建物1軒、井戸12基、土坑21基、溝10条、畠1基であり、低地部からAs-B下水田が検出されている。

竪穴住居は、I区西谷右岸、西谷と東谷に挟まれた微高地上、IV区に分布している。特に西谷と東谷間の微高地上に集中しており、III区では検出されていない。

I区は中央に小谷(西谷)があり両側は微高地となっている。右岸には竪穴住居4軒、掘立柱建物1棟が存在しており、時期の判明する3軒が9世紀以前となってい



図3 西善尺司遺跡全体図

る。左岸の微高地はII区に続いている。その先は小谷(東谷)となっている。この微高地上には竪穴住居36軒が検出されており、9世紀以前が8軒、10世紀以降が24軒となっている。微高地の東側は小谷となり、さらにその東はまた微高地となっている。小谷の上部にはAs-B下水田が存在しているが、西谷右岸の竪穴住居1軒が水田畦畔と接しており、水田と重複している可能性が高く、水田より古い。

III区は低地でAs-B下水田が検出されている。IV区は微高地となっているが、東部にだけ竪穴住居6軒が検出されており、時期の判明する5軒がいずれも9世紀以前のものである。

住居は8世紀後半から10世紀中葉まで継続しているが、9世紀以前の住居がI・II・IV区の微高地に存在しているのに対し、10世紀以降の住居はI区からII区にかけての微高地にだけ存在している。

水田は、As-B下水田が、I区中央部、II区西部、III区全面から検出されている。区画はやや不規則ではあるが、概ね方形を基本とし、畦畔は東西南北を指向していることから、条里地割になっている可能性がある。微高地と水田面の標高差は10cm程度しかなく、いずれの微高地にも水田があった可能性がないとはいえない。特に西谷の右岸は水田区画の状況からさらに西へ続いている可能性がある。

(3) 中内村前遺跡 [図4]

前橋市中内町を中心に同市東善町・西善町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡であり、西善尺司遺跡の東に位置する。調査区は東西に長く、これをほぼ100mおきに南北に横切る現道や水路を境として西側より1～9区に分けられている。

全体的に調査面は3面あり、1面はAs-B降下前後の時期で、2面は古墳時代の中期以降から平安時代にかけての時期、3面は古墳時代以前の時期である。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、井戸等が検出されている。

竪穴住居は1区、6区～9区で検出されている。1区は西善尺司遺跡から2区東部の低地に向かって下がっていく緩傾斜面に位置している。住居1件だけであるが、掘立柱建物が13棟あり、掘立柱建物を中心とした集落であったと考えられる。竪穴住居の時期は9世紀後半である。確認面はAs-B下相当面の下の洪水層下面であるため、As-B下水田より古くなると考えられる。As-B下水田は検出されていないが、平安期の洪水層で埋没しているため、その上に水田があった可能性がないとはいえない。6区は、西部は5区から続く低地であるが、中央部は微高地となり、東部は7区に続く低地となっている。中央部に集中して58軒の竪穴住居が検出されているが、

すべて9世紀代のもので10世紀に下るものはない。また、As-B下水田の確認面よりも下の面で確認されているため、条里地割水田より古くなると考えられる。1区同様As-B下水田は検出されていないが、確認面が違うため、その上に水田があった可能性は残る。7区は中央に逆V字状の谷が入る地形である。東端部の微高地上で竪穴住居3軒が検出されており、いずれも9世紀以前のものである。竪穴住居の上ではAs-B下水田が確認されていないが、西側の低地部分では検出されているため、住居の上部にも続いている可能性はある。8区は西部と東部に分かれ、西部は7区から続く微高地上に位置し、河岸段丘の段丘面にあたっている。7区同様、竪穴住居の直上ではないが、上層からAs-B下水田が検出されており、住居の上部にも続いている可能性はある。東部は西部よりもさらに1段高い微高地となっている。100軒近い数の竪穴住居が集中して検出されているが、9世紀以前のものは少なく、大部分は10～11世紀のものである。西部よりも高くなっているため、上層に水田が存在した可能性は小さいといえよう。9区は8区東部から続く微高地上に位置し、竪穴住居4軒が検出されている。時期のはっきりしないものが多いが、10世紀以降のものが1軒、9世紀以降のものが2軒である。As-B下水田は検出されておらず、8区東部同様上部に水田のあった可能性も低い。

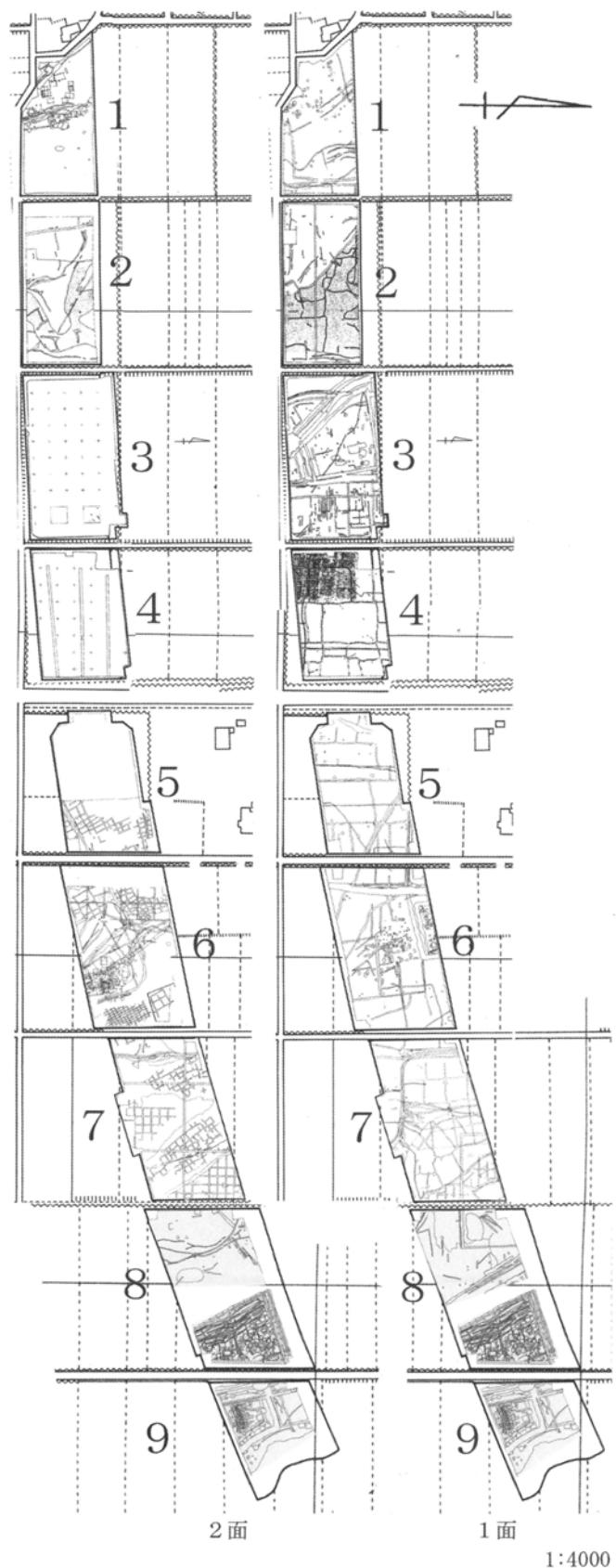
As-B下水田は、2区・4～7区で検出されている。2区では、東部の低地部で検出されているが、地形にそって造られたためか区画は不規則で、大畦畔も確認されておらず、条里地割とならない可能性がある。4区～6区西部にかけては、区画は長方形を基本として、畦畔も直線的で、南北方向を向いているものが多く、条里地割水田となっている可能性が高い。6区東部から7区にかけては2区と同様不規則な区画で、畦畔も曲線となっているものが多い。

(4) 前田遺跡 [図5]

前橋市中内町、東善町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。中内村前遺跡の東に隣接している。調査区は南西から北東方向に長くなっている。A～Cの3区に分けられている。

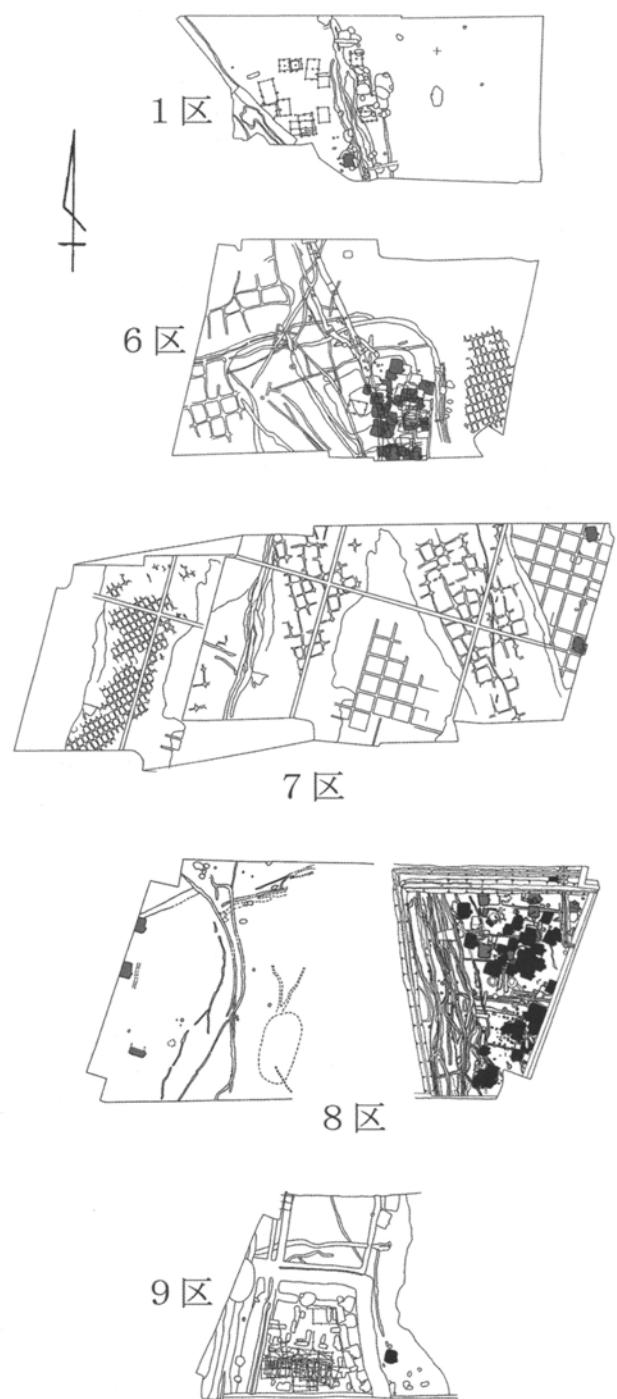
竪穴住居はA区とA区に続くB区の一部で66軒検出されている。8世紀代から10世紀代まで存在しているが、9世紀以前のものが多く、10世紀以降は10数軒である。全体的には東部に向かってやや下がっている地形ではあるが、B・C区のAs-B下水田面よりも集落確認面のほうが高くなっているため、さらにその上部に水田があつた可能性は低いといえよう。

水田は、B区北東部、C区北東部からAs-B下水田が検出されているが、B・C区の他の部分は後世の削平のために不明となっている。大畦畔は確認されていないが、



全体図

1:4000



堅穴住居分布図

1:2000

図4 中内村前遺跡全体図

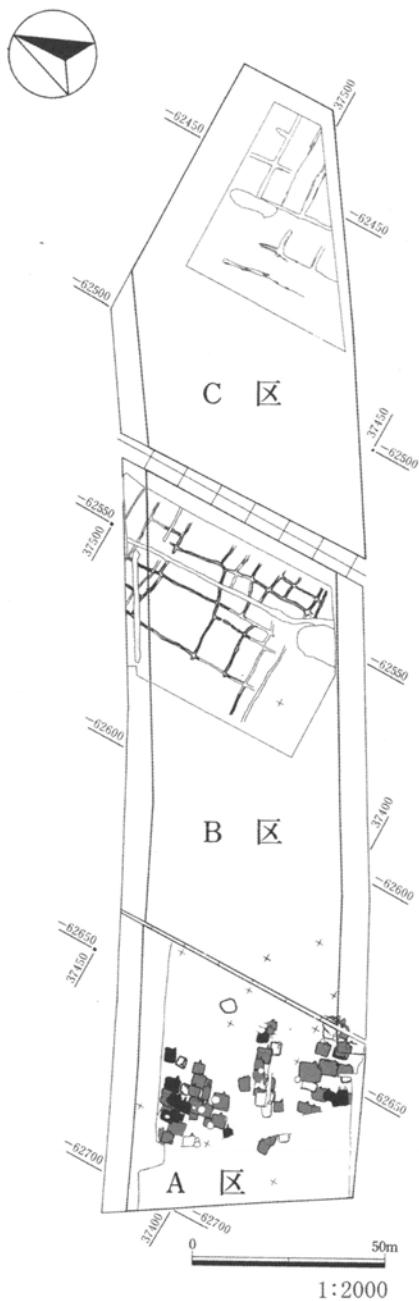


図5 前田遺跡全体図

区画は長方形を基本とし、畦畔はほぼ東西南北を向いているため、条里地割水田となっている可能性がある。竪穴住居とは重複していない。

(5) 下増田越渡遺跡 [図6]

前橋市下増田町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。現道や水路を境として、西からA～Iの9区に分かれている。西端部は荒砥川の堤防で、

E区とF区の間に宮川が流れしており、東端部は低台地となっている。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居、溝、土坑、水田等が検出されており、水田は、As-B下水田と洪水層下水田の2面確認されている。洪水層は818年(弘仁9年)の地震に伴うものとの可能性が指摘されている。

竪穴住居は、A～D区で検出されている。A区では3軒検出され、2軒は10世紀以降である。水田とは重複していない。B区では29軒検出され、9世紀以前が2軒、10世紀以降が20軒で、9世紀以前の2軒は北東隅に所在している。As-B下水田と重複しているのは3軒(9世紀以前1軒、10世紀以降2軒)でAs-B下水田より古く、洪水層下水田と重複しているのは3軒(10世紀以降2軒、不明1軒)で水田より新しい。C区では16軒検出され、12軒が10世紀以降である。As-B下水田と重複しているのは7軒でいずれも水田より古く、洪水層下水田と重複しているのは1軒で、水田より新しい。D区では5軒検出され、いずれも10世紀以降である。As-B下水田と重複しているのは4軒でいずれも水田より古く、洪水層下水田と重複している住居は検出されていない。

As-B下水田は、A～E区・G～I区で検出されている。竪穴住居14軒と重複しており、いずれの住居よりも新しい。やや不規則であり、はっきりした大畦畔も確認されていないが、区画は長方形を基本とし、畦畔はほぼ東西南北を向いているため、条里地割水田となる可能性が高い。洪水層下水田は、B～E区で検出されている。竪穴住居4軒と重複しており、いずれの住居よりも古い。南北に走る大畦畔が2条確認されており、畦畔間の距離は約110mで、条里地割水田となっている。

(6) 萩原遺跡 [図7]

前橋市萩原町に所在する、北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。調査区は東西に長く、西からA～Eの5区に分かれており、中央部が低地その両側が微高地となっている。奈良平安時代の遺構は、微高地上から竪穴住居、掘立柱建物、土坑が、微高地縁辺部から溝、低地部から水田が検出されている。

竪穴住居はA・B・D区で検出されている。A区は9世紀以前が12軒、10世紀以降が10軒検出されているのに対し、B区は9世紀以前が2軒、D区は9世紀以前が6軒で、10世紀以降の竪穴住居跡はA区にだけ存在している。As-B下水田の畦畔や水田区画と直接重複している住居はないが、水田耕作土の下になる住居がB区で1軒確認されている。遺跡全体が東に向かって高くなっている、A区の竪穴住居確認面よりもB区のAs-B下水田面のほうが高く、D区の竪穴住居確認面のほうがさらに高くなっている、竪穴住居確認面と水田面との標高差はほとんどないとしてよいであろう。そのため、A区やD区の上層に水田が存在したかは不明であるが、全く可能性

条里地割導入後の水田と集落の一様相



図 7 萩原遺跡全体図

がないとはいえない。

水田は、中央の低地部から As-B 下水田が検出されている。区画は方形・長方形に近く、畦畔も直線に近いものが多いが、走向は南北方向から10~30°振れており、大畦畔と見られるものも検出されていないため、条里地割になるかは不明である。

(7) 新井太田閑遺跡 [図8]

前橋市二之宮町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡であり、萩原遺跡の東に位置している。調査区は東西に長く、現道および水路を境界としてA~Cの3区に分けられたが、B・C区については遺構なしのため、A区のみの調査となった。調査面は3面で、第1面はAs-B層下面、第2面はAs-B下の水田耕作土下面、第3面はAs-C層の下面である。第1面は、幅約30mで北から南へ傾斜する開析谷が調査区の東側に存在する。この谷の両側は微高地で、地形は緩やかな上り勾配となるが、谷の東側は微高地から低地へ向けて下りとなっている。As-B下水田が検出されており、水田の畦畔

は東西方向のものが1条確認されただけであるが、水田耕作土は残存しているため、谷の全域が水田であったと考えられている。第2面では、水田造成に伴う段差、竪穴住居4軒、用水路と考えられる溝1条が検出されている。水田耕作土除去後に、谷の両側の微高地の縁辺部に南北方向の明瞭な段差があり、水田造成に伴う段差と考えられている。また、8世紀後半から9世紀前半にかけての竪穴住居や用水路と考えられる溝も検出されており、水田耕作土より古くなることが確認されている。

水田が検出された谷の西部は微高地で、As-Bや水田耕作土は検出されておらず、水田のあった可能性は低いが、全くないとはいえない。

(8) 波志江中野面遺跡 [図9]

伊勢崎市波志江町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。調査区は東西に長く、A~Dの4区に分けられている。遺跡は伊勢崎台地上にあるが、南北方向に低地が入りこんでおり、A・B・D区が微高地、C区が低地となっている。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居52軒、掘立柱建物跡6棟、井戸4基、溝10条、土坑27基、耕作溝、As-B下水田等がある。

竪穴住居はA区で34軒、B区で2軒、C区で9軒、D区で7軒検出されている。A区は微高地上に位置しているが、時期の判明した竪穴住居はすべて10世紀以降のものである。確認面の標高はC区で検出されたAs-B下水田とほぼ同じである。

B区はA区から続く微高地上に位置しており、9世紀以前の竪穴住居が2軒検出されている。

C区は、南西部は低地でAs-B下水田が存在しているが、北部1/3、東部1/3程度は微高地となっている。竪穴住居は北部微高地上から4軒、東部微高地上から1軒、低地部から4軒検出されている。このうち、北部微高地上の2軒、東部微高地上の1軒は10世紀以降で、北部微高地上の1軒、低地部の4軒は9世紀以前のものである。低地部の4軒のうち2軒はAs-B下水田と重複しており、水田より古くなっている。

D区はA区から続く微高地上に位置しており、時期の判明した竪穴住居はすべて10世紀以降のものである。

As-B下水田は低地であるC区から検出されている。地形の制約を受けているためか、畦畔が斜行するものや湾曲するものが多く、区画も不規則になっているが、中央部には直線的で直交する畦畔もあり、湾曲してはいるが南西部で大畦畔も検出されているため、条里地割となる可能性もある。水田の形状や地形を考えると、北部の微高地上に水田が続いている可能性はほとんどない。東側や西側の微高地上に続いている可能性はないとはいえないが、特に東側の微高地上は水田面よりかなり標高が高いため、可能性は低いといえる。

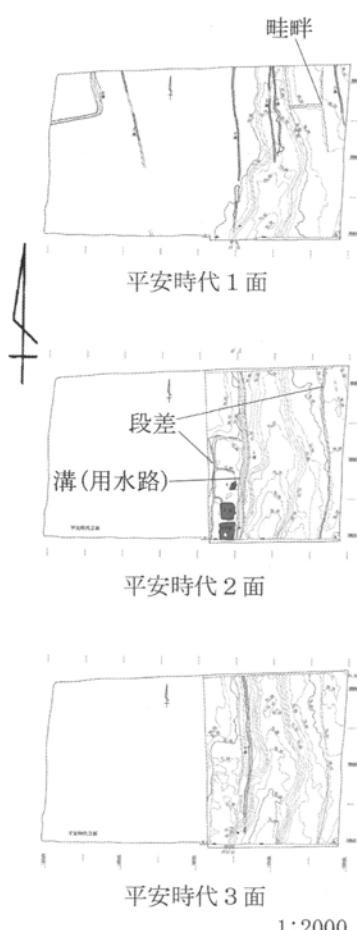


図8 新井太田閑遺跡全体図

5. 水田開発と集落の変容

(1) 前橋台地南東部集落遺跡の特徴

さて、上記のすべての遺跡で As-B 下水田が、8 遺跡中 7 遺跡で 8・9 世紀から 10・11 世紀にかけての竪穴住居が検出されている。一般的に竪穴住居は遺跡調査区内の微高地に、水田は低地に分布しており、今回取り上げた遺跡もそのような分布を示しているが、竪穴住居を 9 世紀以前と 10 世紀以降にわけて見ると、2 つの時期でやや異なる分布を示している。また、竪穴住居が As-B 下水田の下から検出されている遺跡もいくつかある。

徳丸仲田遺跡では、微高地上の H～J 区に竪穴住居が分布するが、10 世紀以降は J 区にだけ存在している。H 区から I 区にかけて斜めに走行する、21・28 号溝より西は As-B 下水田が存在しており、位置的にも低地から微高地へ移行する途中にあるため、H・I 区は J 区より低地の様相が強い部分である。21・28 号溝の東側は集落が継続し、As-B 下水田は存在しなかったと考えられる。すなわち、9 世紀以前は H 区まで集落域だったものが、10 世紀以降は、21・28 号溝の西側に条里地割水田が広がり、集落は溝の東側に限定されるように変化したといえる。

西善尺司遺跡でも、竪穴住居の分布する、I 区西谷右岸、I・II 区間の西谷と東谷に挟まれた微高地上、IV 区のうち、10 世紀以降の竪穴住居は、I・II 区間の微高地上にだけ存在している。I 区西谷右岸は西谷部の As-B 下水田が続いている可能性が高く、他の区でも水田のあった可能性があるため、10 世紀以降は、I・II 区間の微高地上に集落が限られ、他は大部分水田であったと想定される。

中内村前遺跡では、1 区、6 区～9 区から竪穴住居が検出されているが、10 世紀以降のものは 8 区東部と 9 区にだけ存在する。また、1 区・6 区の集落の上部には水田が存在した可能性もある。よってこの遺跡も、9 世紀以前は調査区内の数ヶ所に集落が散在していたものが、10 世紀以降、集落は 8・9 区に限られ、他の大部分が水田となっていた可能性が高い。

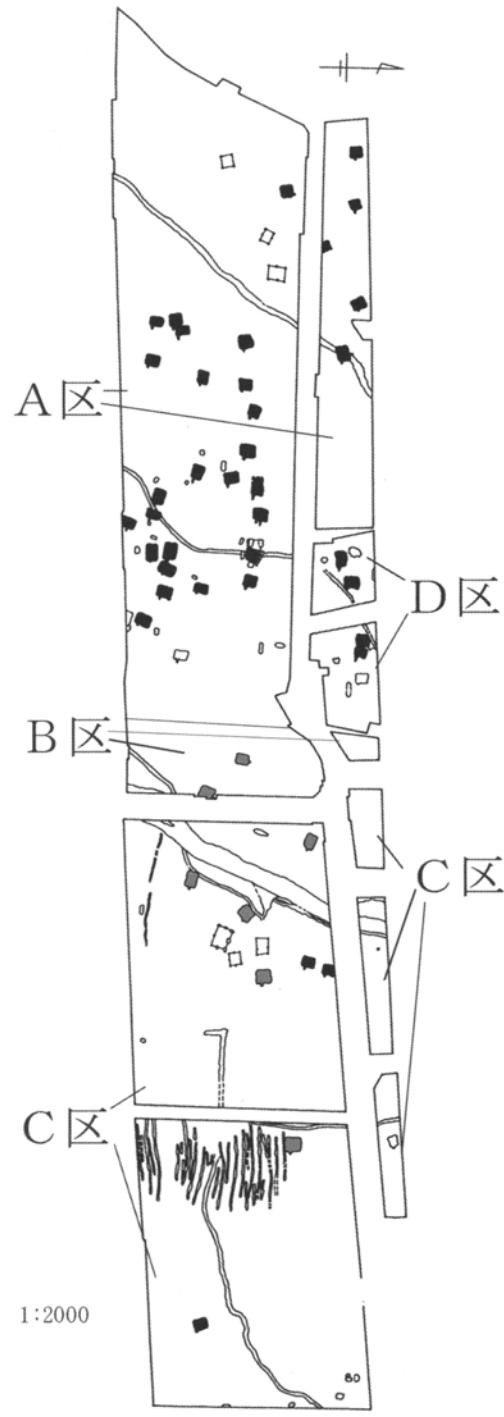
前田遺跡では、竪穴住居は A 区と A 区に続く B 区の一部だけに分布しており、他の区では検出されていないが、後世の削平が深くまで及んでいる部分も多く、不明な点が多い。

下増田越渡遺跡では、竪穴住居は A～D 区で検出されているが、9 世紀以前のものは B 区の 2 軒だけで、

他はすべて 10 世紀以降である。この遺跡は、水田面が As-B 下と洪水層下の 2 面あり、住居との重複関係から、洪水層下水田→10 世紀以降の住居→As-B 下水田の変遷が確認されており、9 世紀以前の住居は直接洪水層下水田と重複関係はないが、出土遺物等の時期からは水田より古くなる可能性が高い。ということは、集落が水田となっ



As-B 下水田全体図



竪穴住居分布図

図 9 波志江中野面遺跡全体図

た後再び集落になりさらに水田となっており、他の遺跡とは異なった様相を示している。このことは、9世紀の洪水による土砂の堆積が著しく、すぐに水田が復旧できなくて、一時集落に戻っていたと推定できようか。

萩原遺跡では、間に低地を挟んだA・B区とD区に竪穴住居が分布するが、10世紀以降のものはA区だけに存在している。この遺跡も、10世紀以降は集落がA区に限られ、他は水田となっていたと想定される。

波志江中野面遺跡では、A～D区に竪穴住居が分布するが、9世紀以前のものは、B区からC区の微高地から低地にかけて存在する7軒だけで、微高地上に存在するのは10世紀以降のものだけである。C区に存在する3軒の10世紀以降の竪穴住居も、低地ではなく微高地上に位置しているため、10世紀以降の竪穴住居で低地に存在するものはないといえる。

このように見えてくると、8・9世紀から10・11世紀にかけての集落には以下のような特徴があげられよう。

- ・7遺跡中4遺跡で見られるように、10世紀以降に竪穴住居の分布範囲が縮小しているものが多い。
- ・9世紀以前の集落は、微高地上に展開するとともに、低地に向かって広がりを見せているが、10世紀以降の分布範囲は、低地や、微高地から低地への移行部分のものが減って微高地上だけに集中している。
- ・9世紀以前の竪穴住居の中で、As-B下水田と重複し、As-B下水田よりも古いものもいくつか検出されており、集落であった場所を水田にしている例がかなりある。

すなわち、9世紀から10世紀にかけての前橋台地南部の特に東部地域の集落については、微高地から低地へかけて広がりを見せていたものが、微高地上に集中する様相が見て取れる。

さて、前橋台地中西部地域では、9世紀以前は東部地域と同様であるが、10世紀以降については、調査された遺跡に限っていえば、ほぼ全面といってよいほど水田が広がっており、集落は検出されていない。この違いは何からくるのであろうか。地形分類では、広瀬川以東は後期更新世前半の扇状地であるが、井野川から垂川までは台地上の微高地と後背湿地が交互に入り組んでいる地形となっていて、東部と中西部の違いは見られない。³⁾しかし調査遺跡をみると、東部にある今回検討した遺跡はいずれも低地と微高地が入り組んでおり、中西部と違い全面水田とすることができない程度の地形となっている。地形分類図に表れない違いが見られるということであろう。

(2) 水田開発と集落変容の背景

では9世紀から10世紀にかけての水田開発の背景にはどんな事があるのであろうか。

前稿において、条里について、条里呼称法が最初に資料に見られるのと班田の実施に年代差があるので、条里呼称法と班田制は別の起源を有するシステムであり、条里が完成した背景は、大宝律令下では土地公有の原則であったが、私有地が増大すると、私領と公領の正確な記録・峻別が不可欠となり、行政上の必要により導入されたと推定されたとし、金田章裕氏の説を引用し（金田1985・1987・2000等）、条里プランは、班田収授とは関係なく、私有地の増加にともなって導入されたとした。

そして、9世紀以降に成立した当該地域の条里地割も班田収授にともなって成立したものではないが、上野国で荘園が発達するのは12世紀になってからであり、条里地割の成立を、土地の私有化と直接結びつけることはできないが、10世紀後半から11世紀の間、上野国は律令的原則による収奪が破綻していたと考えられているため（北條1991）、律令的土地制度の解体過程で、すでに在地勢力による開発が進んでいた可能性があると考えた。

さて三世一身法や墾田永年私財法による私有地の増大で考えられるのはいわゆる初期荘園である。もとより上野国で初期荘園は知られていないが、初期荘園の多く分布する北陸地方では、8世紀中葉に荘園が成立し始め、9世紀末から10世紀代に終末を迎えるとされている（北野1996）。集落においては、この地域はすでに掘立柱建物中心の集落になっているが、この時期に集落構造に大きな変化が見られる。すなわち、8～9世紀は、5～6棟からなる「建物群」を構成し、他に倉庫や広場・作業小屋などを持ち、建物群はさらに2～3棟からなる「建物小群」に分割できる構造となっている。そして「建物群」間に階層差による構造の差があるとされている。これに対し10世紀以降は、「建物小群」がそれぞれ一定地区を占めて分布し、「建物群」全体の配置が、「建物群」を単位とした一体的な配置を崩している構造になっている。また、特定「建物小群」の倉庫の固定的保有や、遺物分布の偏りなどが認められる遺跡もあり、「建物小群」相互間に階層差がある可能性もあったとされる。このことは、8～9世紀段階では「建物小群」の自立性が脆弱で、「建物群」が「建物群」を構成する建物・施設の配置を規制し、倉庫や家地、あるいは園地や作業空間等の保有・管理主体であった段階（単位集団の段階）であるが、10世紀代は「建物小群」の相対的地位が上昇し、経営体としての機能が「建物群」から「建物小群」へ移っていく段階であることを示しているとされている（田嶋1983）。

次に、越後と信濃における9世紀から10世紀にかけての集落の変遷の例を見てみよう。

越後については坂井秀弥氏の研究に詳しい。氏によると、越後においては、古代集落遺跡は9世紀中葉から後半にかけて大きく変化している。それ以前の集落は、砂丘や台地上などの地形に立地し、比較的大規模な集村で

耕地が集落から離れており、堅穴や掘立柱の建物がグループをなすが、それぞれに倉庫や井戸は付属せず、屋敷地としての独立性が希薄である。9世紀中葉から後半以降は、沖積地の微高地に立地し、小規模分散型ともいえる散村の形態をなす。一定の土地を屋敷地として占有し、屋敷内に井戸やごみ穴などがあるが、屋敷地は階層によって規模の格差がある。また、周辺に耕地としての水田がある。屋敷ごとの独立性が強く、集落の紐帶は相対的に弱いとされる。氏はこの2つの類型を「住耕分離型」と「住耕一体型」とし、9世紀中葉から後半を境にして「住耕分離型」から「住耕一体型」へ変化している（坂井1989・1994）。坂井氏はまた、関東地方の集落遺跡についても言及し、千葉県や埼玉県の例をあげ、台地上の遺跡が9世紀中葉から後半に急速に衰退しており、代わって沖積地に進出して集落と耕地が一体化したとし、越後と同様の変化があったとされている。

信濃における奈良平安時代集落については、原 明芳氏が詳細な研究を行っている。氏は、田川流域の集落遺跡をとりあげ、古墳時代から中世までの変遷を考察している。それによれば、9世紀末から10世紀にかけて、それ以前の大規模な集落が消滅・小規模化し、それに代わって從来集落域とならなかった丘陵や山腹部などの標高の高い場所に小規模な集落ができ、集落域の拡大が起こっている。ただ、どの集落も存続期間が短く、10世紀後半までには消滅している。集落内部では、大型住居を中心として周囲に小型住居が展開する状況であったものが、大型住居がなく、2～5軒の堅穴住居のまとまりが間隔をおいて存在するように変化しているとされている。また、遺物をみると、小規模であっても量は少ないが綠釉陶器が出土しており、独立性が高かったことを示しているとされている。そしてこの変化は信濃の他の地域でも見られるため、信濃全域で起こっていたと考えられている（原1996）。

このように見えてくると、北陸地方、越後、信濃のいずれの地域でも、9世紀から10世紀にかけて、集落において大きな変化があったといえる。それは、大規模集落が消滅・縮小し小規模化が進み、沖積地あるいは山間部に集落が進出し散村の形態をなす。また、屋敷地ともいえる一定の土地を占有し、その地ごとの独立性が高いとみられるものである。

一般に莊園は9世紀代に衰退していくといわれているが、それは東大寺側の経営権が弱体化したことを示し、逆に在地の個別経営が伸びていって農業生産そのものはかなり進展がみられるのではないかという指摘もある（浅香1978）。

これらのこととは、個別経営が発展していく姿とみられ、大規模な集団が分解して小規模な集団が独立していく過程を示していると考えられる。

さて、前橋台地南部地域においてはどうであろうか。今回取上げた東部地域の遺跡では、9世紀から10世紀にかけて集落域の縮小と微高地への集中が見られる。しかし、堅穴住居数を見ると、集落全体を調査している遺跡はなく存続期間も遺跡により違うため一概に比べられないが、9世紀以前より10世紀以降が減少している遺跡が4遺跡、増加している遺跡が4遺跡で同数である。つまり、集落域の縮小はあっても、単純に小規模化しているとはいえない。中内村前遺跡や波志江中野面遺跡等では、数10軒の堅穴住居が集中しており、何代も継続して建て替えられていたと見られる状況もある。また、9世紀以前の堅穴住居だけの集落は、新井大田関遺跡1遺跡のみで（9世紀以前のものも4軒だけではあるが）、10世紀以降の堅穴住居だけの集落はない。遺跡分布図を見ても同様の傾向がある。すなわち、9世紀代で消滅する集落も、10世紀以降新たに出現する集落も少なかったといえよう。

中西部地域では9世紀以前の集落は少数検出されているが、10世紀以降集落はほとんど検出されていないため、9世紀代で消滅する集落が多かったことはいえるが、他は不明な点が多い。ただ、ほぼ全面といえるほど全体的に条里地割が施工されている地域なので、水田耕作するには集落が全くないとは考えられないため、条里地割区画内に集落が組み込まれており、見つかっていないことから検出されにくい状況であったと考えるならば、小規模・分散的だった可能性はある。

以上のように、前橋台地南部の東部地域においては、9世紀から10世紀にかけて、集落域の縮小はあるが、必ずしも集落が小規模化しているとはいせず、また、集落の消滅や沖積地等への進出も顕著に見られない。低地にあった住居が微高地上へ集中するという、むしろ逆の傾向も見受けられるため、越後・信濃の状況がそのまま当てはまるとはいえない。中西部地域においても、小規模分散的だった可能性はあるが、集落が見つかっていないため詳細は不明である。よって、前橋台地南部の集落のからは個別経営が発展していく状況を確認することはできない。

前橋台地南部の9世紀から10世紀の集落について言えることは、前述の東部と中西部の地形の違いや、低地やその周辺にあった住居が減少し微高地上に移動すること、9世紀以前の集落の上に水田が作られていること等を考えあわせ、從来の水田域以外の低地や低地から微高地への変換地など、集落域も含めて水田耕作可能な場所はすべて水田にし、水田にできない程度の微高地があればそこを集落にするような大規模な水田開発が行われたため、集落域の移動・縮小がおこったと考えられることではないか。そして、開発には条里地割の導入が伴っているとすることができよう。

さて、坂井氏は、氏の言う10世紀以降の集落形態である「住耕一体型」に分類されている一之口遺跡で、屋敷地が一町を基本とした方格地割の区画に存在していることを上げているが(坂井1994)、他地域においても集落の変化の背景に条里地割水田の導入があった可能性は考えられる。

また、条里地割を伴う大規模開発により、耕地は拡大し農業生産も伸展していったと考えられるが、この状態を維持するためには、農耕技術の進歩(牛馬耕の導入等)とともに、安定した農業経営が必要である。とするならば、前橋台地南部でも、集落には現れていないが、小規模で独立性が高い個別経営が伸展しつつあったことは想定される。

9世紀末から10世紀にかけての社会を見ると、律令制の収取体制が転換した時期であるといえる。国司長官が受領となり、受領への責務と権限の集中、国務の請負と国郡の行政機構の再編等が行われている(勝山1995)。

律令体制下の国司の下で徵税を請け負っていた郡司が没落していったため、国衙領を新たな徵税単位である「名」に編成し、そこで耕作する人を「負名」として、受領がそれを直接把握して徵税する収取体制へ転換している。郡司に任せられていたのは在地首長層であったため、それへの依拠という律令国家の前提が崩壊したといえる。このことは、在地首長層の権力が削られ、中央政府の支配が展開し、地方支配が強化されたと捉えることができる(大津2001)。「名」の編成が直接条里地割導入の契機となっているとするることはできないが、こういった律令体制の変化により、大規模開発が可能になったことは充分考えられるであろう。

6. おわりに

以上、筆者の浅学もあって雑駁でまとまりのない内容となってしまったが、前稿と併せて当該地域の水田開発の状況を解明する一端になればと思う。今回は、時間やスペースの都合から、上野国内の前橋台地南部という限られた地域しか検討できなかったが、さらに範囲を広げ、地域差や時期差を含めた考察を今後の課題としたいと思う。

本稿は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団平成17年度職員自主研究助成金交付を受けた「群馬県中南部から東部にかけての地域における、条里地割導入後の水田と集落の様相」の成果の一部である。

註

- 1) 積穴住居の時期については、本来出土遺物等を検討して厳密に区分すべきであるが、本稿では紙幅や時間の関係からその点の検討はできなかった。報告書の記載をもとに、9世紀は、コの字状口縁土師甕、回転糸切り無調整の須恵器壺などの特徴から、10世紀は、羽釜の出現、酸化焰焼成の須恵壺等の特徴からおおよその区分を行った。
- 2) なお、各報告書中の地形の表記で、低い部分を低地、高い部分を台地、微高地とされているが、厳密な定義で統一されてはいない。今回取上げた遺跡は前橋台地上にあるため、それと区別するため、遺跡内の微地形では、「低地」「微高地」を使用することにする。
- 3) 前橋台地南部の地形分類については、『群馬県史』通史編1原始古代1によった。

引用参考文献

浅香年木 1978 「北陸の庄田について」『北陸庄園遺跡の検討』古代を考える16 p.66-67

新井 仁 2001 「群馬県における平安時代の水田開発について—前橋台地南部を中心とした試論—」『研究紀要』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 (19) : 21-34

飯塚卓二他 2004 『前田遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

石守 晃他 2002・2003・2005 『中内村前遺跡(1)・(2)・(3)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

伊平 敬・須田正久他 2004 『萩原遺跡 新井大田関遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

宇野隆夫 1991 『律令社会の考古学的研究』桂書房

大木紳一郎他 2002 『徳丸仲田遺跡(2)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

大津 透 2001 「宮廷社会を支えたもの」『道長と宮廷社会 日本の歴史第6巻』講談社 p.174-175

勝山清次 1995 「収取体系の転換」『岩波講座日本通史 第6巻』岩波書店 p.145-147

北野博司 1996 「初期莊園と土地開発」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第7集 p.173-175

金田章裕 1985 『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 p.43-125

金田章裕 1987 「古代・中世における水田景観の形成」『稻のアジア史3』小学館 p.209-250

金田章裕 2000 「地割の起源」『古代史の論点1 環境と食料生産』小学館 p.275-298

坂井秀弥 1989 「古代集落としての山三賀II遺跡」『新新バイパス関係発掘調査報告書(山三賀II遺跡)』新潟県教育委員会 p.228-231

坂井秀弥 1994 「序と館、集落と屋敷」『城と館を掘る・読む—古代から中世へ—』(佐藤 信・五味文彦編) 山川出版社 p.33-48

須田貞崇他 2001 『西善尺司遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

関 晴彦他 2003 『下増田越渡遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

田嶋明人 1983 「奈良平安時代の建物グループと集落遺跡—加賀・能登の掘立柱建物群を中心とした観書—」『北陸の考古学』石川考古学研究会々誌第26号 石川考古学研究会 p.671-676

角田芳昭他 2001 『波志江中野面遺跡(1)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

原 明芳 1996 「信濃における奈良・平安時代の集落展開—松本平東南部、田川流域を中心として—」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第7集 p.197-207

北條秀樹 1991 「上野国の封戸・莊園・御厨」『群馬県史 資料編2 原始古代2』群馬県 p.705-706